



## 申26号 「通勤手当等の見直しについて」に関する説明交渉①

### 第1項 今回の通勤手当等の見直しの目的と必要性について明らかにすること。

- ・通勤は時間が長くなるほど負担が増える。今回 100km 以下でも新幹線の利用が可能になる。
- ・遠距離通勤を懲罰するものではなく、働き方を変え、生産性が上がることを期待している。
- ・モニター制度は、JR 発足後に始まり、社内の快適さなどをフィードバックしてきた。
- ・共働きが増え、引越や単身赴任の他に通勤するニーズもある。環境の変化に対応する。
- ・通勤時間は自分の時間であり、モニターという業務をノーペイですべきではないとなった。

### 第2項 新幹線等を利用する通勤に対する通勤手当の支給条件について、「会社が認めた在来線特別急行列車を利用する場合」の列車名、区間について明らかにすること。

- ・新幹線では乗車キロ数が 100km 以上の区間、在来線では、一部の特急列車（首都圏以外の線区）で行ってきた。モニター制度が利用できた区間は今後も通勤手当の支給対象になる。
  - ・中央線特急等の希望があることは承知しているが、お客様のご利用状況や社員のニーズなどを踏まえて指定している。 将来的に見直さないというものではない。
  - ・社員の通勤のニーズもみていくが、無制限に拡大するとはならない。お客様の利用状況が多ければ対外的にも認めづらい。
  - ・定期券の購入については、一般のお客様と同じになる。利用方法も同じとなる。
- ※全車指定席の列車（はやぶさ等）でも、仙台～新青森駅間では立席利用が可能

### 第3項 新幹線等を利用する通勤に対する通勤手当の支給条件について、「会社が特に必要と認めた場合」の基準を明らかにすること。

- ・社員のニーズやお客様のご利用状況なども考慮して決定している。東海道新幹線は他社線だがニーズもあることから認めることになった。
  - ・今回指定した箇所がすべてではない。 列車ダイヤ等によって変わることもある。
  - ・個別にみていくことになる。基本的に現場長が判断していく。
  - ・大原則はどこに住むかを決めるのは個人、勤務地は会社が決める。その上で、通勤時間が 90 分以上で、45 分短縮出来る場合となっている。原則の上で、個別の判断となる。
- ※この場合に限って、乗換時間も含めた通勤時間で計算する  
※通常は乗換時間を含まないが、新幹線等を利用する通勤の計算においては含むことになる

### 第4項 モニター制度廃止による経過措置の内容と対象者を具体的に明らかにすること。

- ・モニター区間が 400km を越えている場合、転居等（異動や住居を変えるなど）までの間は経過措置として、通勤手当の支給を受ける事ができる。 ※東京～盛岡（535.3km）
- ・例：東京から盛岡に通勤していて、盛岡支社内で異動した場合、原則的には経過措置は終了となる。ただし、個別の事情は勘案することがある。事情は丁寧にくみ取るが原則通り取り扱うことからのスタートになる。

### 第5項 通勤援助金の支給を 300km 超 350km までを月額 20,000 円、350km 超 400km までを 30,000 円とした根拠を明らかにすること。

- ・通勤援助金は現行のモニター援助金とは異なる性質のものとなる。現行でモニター援助金は無くなり、300km 超は通勤援助金を 2 区分で支給する。
- ・300km を超えると FREX 定期券の設定が無く、2 枚定期券が必要となり、割高になってしまうため 300km 超については税等の負担を考慮した。